

2024年度
学校だより
第2号

しもね

牛久市立下根中学校
令和6年4月24日
文責 校長 豊嶋正臣

一緒にがんばる仲間 ～新入生歓迎会～

12日に、生徒会本部主催の新入生歓迎会を実施しました。小学校のときには一緒だった2年生や3年生も、1年生にとっては中学校では先輩です。少し緊張しながらの対面でした。

会は、生徒会本部役員の歓迎の言葉から始まり、プレゼンテーションソフトを使って、下根中学校での生活について本部役員から説明がありました。黙働清掃やサイレントストリートなど下根中の特徴的な取り組みが説明されました。体育祭や華秋祭（文化祭）などの学校行事についての説明のときには、1年生のワクワクと楽しみにしている表情が見られました。部活動も事前に取ったビデオで紹介しました。吹奏楽部と演劇部は、1年生の目の前で演奏したり演技をしたりして、普段の練習の成果を1年生に披露しました。1年生も先輩たちの部活動での取り組みの成果に驚きとともにあこがれをもったようでした。多くの1年生が、これからの下根中での生活に期待を膨らませることができた新入生歓迎会でした。

中学校の3年間で、生徒会活動や部活動を通して、生徒の自主性や自律性を育みたいと考えます。そのために、生徒自身が自分たちの生活をよりよくするためにはどうすればよいか考え、考えたことを実行する機会をたくさん設けていきたいと考えます。



いじめの指導について

いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであり、すべての生徒に関係する問題です。生徒の尊厳を保持し、生命及び心身を保護するため、いじめには常に組織で対応してまいります。

そこで、保護者の皆様にも事前にご承知おきいただきたいことがあります。いじめの定義です。法により、いじめは「当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」です。つまり、次の4つに当てはまるといじめになります。①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。②AとBの間に一定の人的関係が存在すること。③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。ここで注意したいことは、加害側の悪意の有無や、継続的に行為が行われている等のことは一切必要なく、行為の対象となった者の苦痛の有無こそがいじめであるかどうかの判断の基準になることです。

万が一、上記に当てはまる事案が発生した場合、学校はいじめとして対応に当たることをご承知おき願います。また、学校は生徒の教育を行うところですので、行為を正すことや反省を促すことはありますが、生徒の人格等を否定することは決してないこともご承知おき願います。

全学級において、学級活動でどんなことがいじめになるのか指導をしました。また、いじめの未然防止のために、いじめを増長する傍観者ではなく、いじめを止める仲裁者になる指導をしました。

本校では、毎日の教科の授業を核に、互いに支え合う優しさや思いやりの心を育て、「ありがとう」の響く教室にすることで1人1人の自己有用感を高め、いじめの未然防止に努めてまいります。道徳や学活、各種行事等を通して、その補充、深化を図ります。

保護者の皆様へのお願い

ゴールデン・ウィークを迎えます。連休明けに子供たちが元気に登校できるように、交通事故防止、水難事故防止、不審者対策、防犯対策等につきまして、学校でも十分に指導・確認を行います。

ご家庭におかれましても、お子様にお声掛けいただきますよう、よろしくお願いいたします。